Energia

報 道 資 料

平成18年4月6日
中国電力株式会社

上関原子力発電所建設及び運転に係る
漁業補償契約無効確認請求事件の控訴について

先般（3月23日），第一審判決のありました標記訴訟について，本日，広島高等裁判所あてに控訴状を提出いたしましたのでお知らせします。

以上

《参考》控訴状の内容

1. **当事者**

（控訴人）　第一審被告　中国電力株式会社

（被控訴人）第一審原告のうち祝島漁協以外の3名

2. **控訴の趣旨**

・ 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
・ 被控訴人らの請求をいずれも却下もしくは棄却する。
・ 訴訟費用は第1，2審を通じ被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

3. **控訴の理由**

追って控訴理由書を提出する。

添付資料
漁業補償契約無効確認請求事件の控訴にあたって

関連リンク
- 原子力発電(環境＠エネルギー)
- 上関原子力発電所

漁業補償契約無効確認請求事件の控訴にあたって

中国電力株式会社
取締役 上関原子力立地プロジェクト長
福本和久

本日，当社は，去る3月23日に第一審の判決がありました標記訴訟について，広島高等裁判所あてに控訴状を提出いたしました。
先般の判決は，当社の主張を概ね認め，本件漁業補償契約は有効でありその効力は原告祝島漁協にも及ぶとし，また，上関原子力発電所建設及び運転の差し止めは認められないとするものでしたが，一部原告らの主張も認め，原告組合員3名は本件漁業補償契約に基づく受忍義務を負わないとしました。
当社といたしましては，この判決により，今後の調査や建設計画に実質的に影響があるものとは思っていませんが，本件漁業補償契約の効力は原告組合員個人にも及んでおり，この契約の締結によって，漁業補償問題は全て解決していると考えていることから，この点について引き続き主張していきたいと考えております。
なお，上関原子力発電所の立地推進につきましては，今後ともできるだけ多くの皆さまにご理解いただき，円滑に進められるよう最大限努力してまいる所存であります。

以上